

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 産学官連携のあり方

大学共同利用機関法人情報・システム機構(以下「本機構」という。)は、本機構に属する複数の研究所が生み出す研究成果や、相乗的効果により生み出された研究成果等を社会に還元し、国内外や地域社会の産業・文化の発展に貢献するよう努める責務がある。産学官連携は、本機構の研究成果を積極的に社会に還元する有力な手段であり、さらに、学術研究推進との相互作用を通じて社会の要請に的確に適合させる効果も期待できる。

以下に、本機構が取り組む産学官連携に対するあり方を明らかにする。

- (1) 研究所のもつ特性を効果的に発揮できる分野や研究所の責務等に応じて産学官連携を推進する。
- (2) 機構・研究所において、産業界・大学との連携強化のために必要な体制を形成する。
- (3) 勤務形態の柔軟な対応も含めた産学官連携の推進支援体制を整備する。
- (4) 産学官連携を推進するにあたり、不可避免的に発生するおそれのある利益相反や責務相反問題に対し、機構の利益相反委員会のもとに適切なマネジメントを行い、産学官連携推進との両立を図る。